

貴金属の制限値段について

令和8年7月21日以降の貴金属に係る制限値段(額)の動きは以下のとおり。

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
12月限															
6月限															
限日															

- ・通常の制限幅・・・金10%、銀15%、白金20%(限月：Ⅱ1. (1)イ i、限日：Ⅱ1. (2)イ)
- ・第一次拡大・・・帳入値段がストップに達した場合、金20%、銀30%、白金30%
(限月：Ⅱ1. (1)イ ii ①、限日：Ⅱ1. (2)ロ i)
- ・第二次拡大・・・第一次拡大適用時において、帳入値段がストップに達した場合、金30%、銀45%、白金40%
以降、帳入値段がストップに達する限り継続(限月：Ⅱ1. (1)イ ii ②、限日：Ⅱ1. (2)ロ ii)
- ・縮小・・・第二次拡大適用時においてストップに達しなかった場合、第一次の水準に縮小
(限月：Ⅱ1. (1)イ ii ③、限日：Ⅱ1. (2)ロ iii)
第一次拡大適用時においてストップに達しなかった場合、通常の制限幅の水準に縮小
(限月：Ⅱ1. (1)イ ii ④、限日：Ⅱ1. (2)ロ iv)
- ・(限月)当限の制限幅・・・金30%、銀45%、白金40% (Ⅱ1. (1)ロ)
- ・(限日)6月・12月の特例・・・金30%、銀45%、白金40% (Ⅱ1. (2)ハ)

(参考－関連条項)

業務規程

(値幅の制限)

第33条 (略)

2 前項の制限値段は、現物先物取引及び限月現金決済先物取引 においては当該制限値段が適用される計算区域の直前の計算区域(以下「直前の計算区域」という。)における第40条第1項に規定する帳入値段、実物取引においては前営業日における最終約定値段並びに限日現金決済先物取引 においては直前の計算区域における第156条 に規定する理論現物価格を基準値段とし、次の各号に掲げる上場商品構成品の別に、当該各号に規定する割合の範囲内で第3条第1項に規定する各市場管理細則において定める制限値段額(以下この条において「制限値段額」という。)を加減した値段とする。

(1) 大豆、小豆及びとうもろこし並びに粗糖 100分の15

(2) 金 100分の30

(3) 銀 100分の45

(4) 白金 100分の40

3 前項の規定にかかわらず、大豆及び小豆にあっては当月限納会日の属する月の15日以降、とうもろこし及び粗糖にあっては当月限納会日の属する月の1日以降並びに限月現金決済先物取引にあっては当月限取引最終日の属する月の1日以降 の当月限の売買約定における制限値段は、直前の計算区域における第40条第1項に規定する帳入値段を基準値段とし、同値段の100分の30(限月現金決済先物取引のうち、銀にあっては100分の45、白金にあっては100分の40とする。)の範囲内で制限値段額を加減した値段とする。

4・5 (略)

市場管理細則

II 値幅の制限

1. 業務規程第33条第2項に規定する制限値段額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 金(限月現金決済先物取引)

イ 業務規程第33条第2項に規定する制限値段が適用される場合

i 通常の制限値段額

直前の計算区域の帳入値段(業務規程第49条に規定する帳入値段をいう。以下同じ。)に100分の10を乗じて得た値(当該値が小数第1位以下の値を有するときは、小数第1位で四捨五入する。)とする。

ii 制限値段額の拡大

① i の規定に基づく制限値段が適用されている計算区域において、帳入値段が、当該計算区域に係る制限値段の下限又は上限に達した場合は、当該計算区域の帳入値段に100分の20を乗じて得た値(当該値が小数第1位以下の値を有するときは、小数第1位で四捨五入。)を翌計算区域に係る制限値段額とする。

② ①の制限値段額が適用されている計算区域において、帳入値段が当該計算区域に係る制限値段の下限又は上限に達した場合は、当該計算区域の帳入値段に100分の30を乗じて得た値(当該値が小数第1位以下の値を有するときは、小数第1位で四捨五入。)を翌計算区域に係る制限値段額とし、以降、一の計算区域の帳入値段が、当該計算区域に係る制限値段の下限を上回りかつ上限を下回ることとなるまで同様とする。

③ ②の制限値段額が適用されている計算区域において、帳入値段が当該計算区域に係る制限値段の下限を上回りかつ上限を下回った場合は、翌計算区域に係る制限値段額は、①に規定する制限値段額を適用するものとする。

④ ①の制限値段額が適用されている計算区域において、帳入値段が当該計算区域に係る制限値段の下限を上回りかつ上限を下回った場合は、翌計算区域に係る制限値段額は、i に規定する制限値段額を適用するものとする。

ロ 業務規程第33条第3項に規定する制限値段が適用される場合

直前の計算区域における帳入値段に100分の30を乗じて得た値とする。

(2) 金(限日現金決済先物取引)

イ 通常の制限値段額

直前の計算区域の理論現物価格(業務規程第156条第1項に規定する理論現物価格をいう。以下同じ。)に100分の10を乗じて得た値(当該値が小数第2位以下の値を有するときは、小数第2位で四捨五入。)とする。

ロ 制限値段額の拡大

i i の規定に基づく制限値段額が適用されている計算区域において、理論現物価格が当該計算区域に係る制限値段の下限以下又は上限以上となった場合は、当該理論現物価格に100分の20を乗じて得た値(当該値が小数第2位以下の値を有するときは、小数第2位で四捨五入。)を翌計算区域に係る制限値段額とする。

ii i の制限値段額が適用されている計算区域において、理論現物価格が当該計算区域に係る制限値段の下限以下又は上限以上となった場合は、当該計算区域の理論現物価格に100分の30を乗じて得た値(当該値が小数第2位以下の値を有するときは、小数第2位で四捨五入。)を翌計算区域に係る制限値段額とし、以降、一の計算区域の理論現物価格が、当該計算区域に係る制限値段の下限を上回りかつ上限を下回ることとなるまで同様とする。

iii ii の制限値段額が適用されている計算区域において、理論現物価格が当該計算区域に係る制限値段の下限を上回りかつ上限を下回った場合は、翌計算区域に係る制限値段額は、i に規定する制限値段額を適用するものとする。

iv i の制限値段額が適用されている計算区域において、理論現物価格が当該計算区域に係る制限値段の下限を上回りかつ上限を下回った場合は、翌計算区域に係る制限値段額は、イに規定する制限値段額を適用するものとする。

ハ 6月及び12月の特例

上記イ及びロの規定にかかわらず、6月及び12月の月初第一営業日から月末最終営業日までの間にあっては、直前の計算区域の理論現物価格に100分の30を乗じて得た値(当該値が小数第2位以下の値を有するときは、小数第2位で四捨五入。)とする。